

(元) 社会福祉協議会施設の有効活用に係る事業者選定における
公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

(令和7年6月2日告示乙第28号)

(設置)

第1条 公募型プロポーザル方式により実施する(元)社会福祉協議会施設の有効活用に係る事業者の選定(以下「事業者選定」という。)について、事業者からの提案内容を公平かつ適正に審査するため、(元)社会福祉協議会施設の有効活用に係る事業者選定における公募型プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、事業者選定に係る関係書類の審査を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、6名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が指名する。

- (1) 津久見市副市長
- (2) 大分県職員
- (3) その他市長が適当と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名を置く。

2 委員長は津久見市副市長とし、副委員長は、委員の中から互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会議を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条に規定する任務が終了するまでとする。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、委員会を招集する時間的余裕がないと認められる事案については、持ち回り審査により過半数の委員の同意をもって、会議の審査に代えることができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、直接又は間接にかかわらず、事業に関する提案等に参加してはならない。

3 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の非公開)

第8条 委員会は、非公開とする。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、津久見市商工観光・定住推進課商工観光班において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、津久見市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。